

「伊方発電所 原子力事業者防災業務計画」の修正について

当社は、原子力災害対策特別措置法（以下、「原災法」という。）に基づく「伊方発電所 原子力事業者防災業務計画」を修正し、本日、国に届け出ました。

その要旨については、以下のとおりです。

1. 「伊方発電所 原子力事業者防災業務計画」の修正要旨

(1) 「原子力災害対策指針」等の改正に伴う修正

新規規制基準により原子力発電所の安全性が向上していることを踏まえ、重大事故に至る可能性が低い段階で避難指示を出し、避難による住民負担を強いることがないように、原子力規制委員会は緊急時活動レベルを見直し、「原子力災害対策指針」等を改正したことから、その内容を原子力事業者防災業務計画に反映する。

(例)

- ・施設敷地緊急事態（SE）の発令基準である「非常用炉心冷却装置の作動信号が発信される事態になったとき」を「同装置による原子炉への注入機能の一部機能喪失」に修正
- ・警戒事態（AL）の発令に係る地震・津波の発生場所を「所在都道府県（愛媛県）」から「所在市町村（伊方町）」に修正

(2) その他

- ・原子力事業者間での通報連絡様式の統一に伴う修正
- ・伊方発電所1号機の廃止措置計画が認可されたこと等に伴う防災資機材の見直し

2. 運用開始日

平成29年10月30日

(参考) 原子力事業者防災業務計画

原子力事業者は、原災法に基づき、原子力災害発生時の防災対策が迅速かつ的確に実施できるよう、非常事態発生時における関係機関への通報、防災組織の設置等について、具体的な実施内容を原子力事業者防災業務計画に定め、運用している。